



札幌のものづくりを、札幌のブランドに。

令和2年度

札幌スタイル認証 申請要領(追加)

申請期間 令和2年8月17日(月)～令和2年9月17日(木)

札幌スタイルとは

「札幌スタイル」は、2004年に誕生した、札幌発の地域ブランドです。

札幌の風土を生かしながら、生活や気持ちをもっと豊かにする、楽しさ、温かさ、面白さ、新しさ、美しさを持った製品を発掘し、「札幌スタイル」製品として認証する制度です。

申請

(1) 申請資格

次のいずれにも該当すること

- ◇ 札幌市内に主たる事業所を有し、製品の企画、販売を行う企業等
- ◇ 札幌スタイルの理念※に共感し、ともに成長しようとする意欲のある企業等

※ 札幌スタイル・ブランドコンセプトシート他を参照のこと

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/sapporo-style/concept.html> からダウンロード可能

(2) 対象製品

追加認証の対象となる製品は、既に認証されている製品又は製品ブランド※と同一コンセプトを有し、派生製品群として認められるものです。

また、新規認証と同様、以下の要件を満たすことが必要となります。

- ◇ 申請する企業等を含め、札幌市内の企業等が企画、販売を行う製品(1点ものや個数限定品、食品及び不動産等は除く。)
- ◇ 既に販売している製品(認証開始までに販売開始する製品も含む)
- ◇ 他人の著作権・産業財産権の権利を侵害していない製品

※ 製品ブランド: 共通の製品コンセプトを持つ、シリーズ商品など複数の派生製品群
(例:「フロストピラー」「フロストフラワー」「氷の蝶」という形状の異なる3種類のキャンドルを、「雪と氷のキャンドルシリーズ」という製品ブランドとして認証している。)

(3)申請方法(申請書+現品送付)

以下のものを下記送付先まで送付または持参してください。

ア 申請書【1部】

イ 申請製品のカタログまたは製品の形状がわかる写真
(A4サイズ以内、カラーコピーも可)【13部】

ウ 製品現品【1点※】

※ パッケージ、説明書、タグなど、実際に流通する仕様で提出してください。

※ サイズが段ボール1箱程度を越える場合は、事前に下記送付先までご連絡ください。

※ 製品受領後、ただちに送付物の内容を確認いたしますが、複数点の提出になる場合には、送付物の詳細を記した納品書等の書面を添付してください。

※ 審査にあたっては、開封して確認や試用いたします。返却品については、使用後の状態で返却となる場合もありますので予めご了承ください。

(申請書等送付先)

〒064-0822

札幌市中央区北2条西26丁目2-18 26WEST 2F

株式会社カンテ 担当 渡辺・関口 TEL 011-676-4919

(申請書等ダウンロード)

申請要領・申請書は本市のホームページからダウンロードできます

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/sapporo-style/cer/ninsho2020.html>

(4)申請期間

令和2年8月17日(月)～令和2年9月17日(木)17時まで

審査

(1)審査方法

「札幌スタイル認証」は、札幌市が条例に基づき設置する附属機関である「札幌スタイル認証委員会」が、「審査要領」に基づき公正に審査します。

審査は、原則として提出のあった申請書、製品現品による審査を行いますが、必要に応じて申請者へのヒアリングも行います。審査の日程及び審査員、審査項目は以下のとおりです。

(2)審査日程(予定)

令和2年11月中旬

(3)認証委員 ※ ◎は委員長

氏名	所属
◎福田 大年	札幌市立大学デザイン学部 講師
横溝 賢	札幌市立大学デザイン学部 准教授
松原 亮子	office MATSUBARA 代表
佐々木 信	有限会社 3KG 代表
柏崎 直人	制作会社ピジョン コピーライター/ライター
川村 彰	有限会社エー・アンド・ケー 代表取締役

(4)項目

申請書及び製品現品を基に、派生製品(シリーズ)として認められるかどうかを審査します。

認 証

原則として、審査から 3 週間程度を目処に、書面にて審査結果をお知らせします。外部への公表及び認証授与式の日程は以下(1)のとおりです。

また認証期間は以下(2)のとおりで、期間経過後に認証を継続する場合は、更新審査を受ける必要があります。

(1) 認証授与式

令和2年 12 月中旬(予定)

(2) 認証期間

令和3年 1 月 1 日～

※ 認証期間の終期は、既に認証されている製品又は製品ブランドの認証期間と同一となります。

認証の取消について

次のいずれかに該当する製品は、認証を取り消すことがあります。

- ◇ 他人の著作権・産業財産権の権利を侵害していることが明らかとなったとき。
- ◇ 虚偽の申請により認証を受けたことが判明したとき。
- ◇ 札幌市が実施する認証製品に関する調査の指示に従わないとき。
- ◇ その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。



(認証全般に関する問い合わせ)

TEL: 011-211-2392 E-mail: sapporo-style@city.sapporo.jp

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局国際経済戦略室 ものづくり・健康医療産業担当課